

## 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（概要）

### 背景

- 厚生労働省及び文部科学省の両副大臣を議長とする「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」の報告書において、国は、各都道府県で地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の作成指針として、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を令和3年度中に作成することとされている。
- このため、令和2年度末に基本方針作成のための検討会を立ち上げ、有識者等からのヒアリング及び議論を行った。

### 基本的な考え方

- 難聴は、早期発見・早期支援により、言語・コミュニケーション手段（音声、手話、文字による筆談等を含む。）の獲得につながることから、新生児聴覚検査及び精密検査の実施が望まれる。
- 地方公共団体の保健、医療、福祉及び教育に関する部局や医療機関等の関係機関が連携し、難聴児の家族等を支援することが重要である。
- 難聴児支援においては、早期から不安を抱える家族等に対して支援を実施し、本人又はその家族等が意思決定できるよう関係者で寄り添った支援をすることが重要である。
- 言語・コミュニケーション手段（音声、手話、文字による筆談等を含む。）の選択肢が保障・尊重されることが望ましい。

### 難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策（主なもの）

各都道府県において、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画に盛り込むことが考えられる事項は以下のとおり。

#### （1）基本的な取組

- ① 新生児聴覚検査の実施状況の把握と関係機関での共有等
  - 新生児聴覚検査に係る協議会を設置し、新生児聴覚検査の推進体制を整備する。
  - 新生児聴覚検査実施のための手引書等を作成し、検査の実施状況及び結果等を集約し、関係機関への情報共有等を行う。
  - 難聴と診断された子を持つ家族等への相談支援を実施する。
- ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保
  - 都道府県における難聴児支援担当部局を明確にする。
  - 関係者の協議の場の提供等による難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。
  - 難聴児とその家族等に対する支援に関する課題を関係者で共有し、支援の充実を図る。

## 難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策（主なもの）（続き）

### ③ 特別支援学校のセンター的機能の強化

- 聴覚特別支援学校等の教員の専門性向上に向けた取組を充実する。
- 特別支援学校のセンター的機能の強化のため、聴覚特別支援学校の教員等の適切な配置や専門家の活用等を行う。
- 地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行う。

## （2）地域の実情に応じた取組

### ① 新生児聴覚検査体制の整備

- 里帰り出産等新生児聴覚検査の受検状況等の把握が難しい場合を含めたリファアとなった子を追跡する方法について検討を行う。
- 受検率向上を目指し、市町村に対して、検査に係る費用について公費負担を行うことで受診者の経済的負担を軽減できるよう働きかけ等行う。

### ② 地域における支援

- 関係機関で日常的な連携や情報交換を行い、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育に至るまでの流れ等を共有するための協議会を設置する。
- 難聴児及びその家族等のロールモデルやメンターとして、当事者・当事者支援団体を連携体制に含めるよう努める。

### ③ 家族等に対する支援

- 難聴児の子育てに関する様々な情報を提供するため、地域の療育・教育機関等に関する情報を含む教材を作成・配布すること。
- 家族等からの相談等に対応して、複数の療育方法の選択肢を提示し、家族等の精神面も含めた支援ができるよう、協議会の活用等による関係機関と連携した支援体制等の整備を行う。
- 難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設ける。

### ④ 学校や障害児通所支援事業所等関係機関における取組

- 免許法認定講習の充実など聴覚障害者に関する教育の領域を定めた免許状の保有率を高める取組を実施する。

### ⑤ 切れ目ない支援に向けた取組

- 各年齢における健康診査等の際に、聞こえの確認等を行い、難聴が疑われる子の精密検査の受診が確実になされるようにする。

## 流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について(令和3年5月 31日厚労省事務連絡)

### 1. 法における位置づけ等

法第6条第1項に規定する「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいい、この「出産」には、流産及び死産の場合も含まれます。このため、子育て世代包括支援センターにおける支援を始めとする各種母子保健施策の実施の際には、流産や死産を経験した女性を含め、きめ細かな支援を行うための体制整備に努めていただくようお願いいたします。

### 2. 地方自治体において活用可能な事業

#### ○ 産後ケア事業

産後ケア事業については、法第17条の2において、「出産後一年を経過しない女子及び乳児」が対象とされています。さらに、「産後ケア事業ガイドライン」(令和2年8月5日厚生労働省子ども家庭局母子保健課公表)においても、本事業は「母親のみの利用を妨げるものではない」としており、産後に心身の不調を抱える流産や死産を経験した女性も対象に含まれます。

なお、流産や死産を経験した女性が精神的負荷を感じないよう居宅訪問(アウトリーチ)型を活用すること等が考えられますので、適切な配慮をお願いいたします。

質問時使用パネル一覧(当日には変更の可能性があります)

**死産・流産経験女性へ**

**港区産後ケア拡充を！**

厚労省通知  
明記  
区の相談充実も



**港区難聴児早期発見へ**

**新生児検査率向上を！**

早期発見・療養へ  
切れ目ない支援も

